

第71号
発行所 大洗町役場
発行人 加藤清
印刷所 富士オフセット印刷機
水戸(31)4241

わが直面する施策

三事業の推進と報告

町長 加藤 清

本年度の予算はすでに三月の議会において議決され、その内容も五月の町報において報告したとおりですが、その後追加した分もあり、夏を迎え次の三つの事業について実現の促進を図っておるので報告をしたいと思います。

一、海をまもる施設

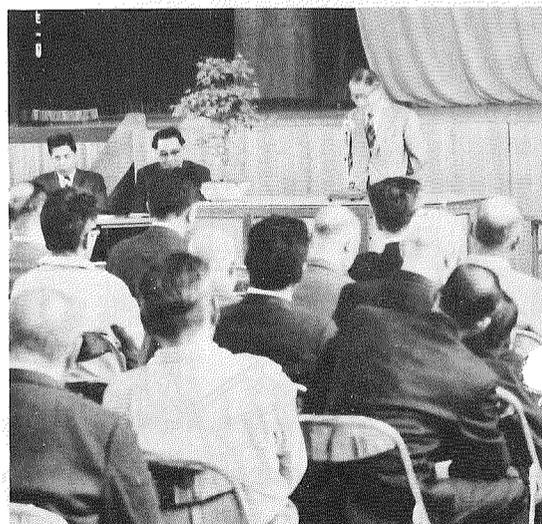
二十世紀から二十一世紀にかけて「東太平洋時代である」と云われております。わが町はその中央である東日本の中心部にあり、海を待つというところが、立地条件の特色であることが、まもなく明らかになるであろう。海が人間の祖先であり、母であることは私達が小さい頃から教えられてきておりますし、海を愛する心は年と共に強くなっております。たゞ非常に心配なところは、年々私達の愛する海が汚れまきおるといことです。この原因は幾つかあります。一つは、陸上から海上へ流れてくる汚水のせいであることが間違いない。私達の町にはPCBや水銀等重金属の出るような工場は誘致していません。そのような心配はありますが、家庭の雑排水や加工場の汚水、或いは旅館、病院等の排水は絶えず流れてきており、BOD(生物学的酸素要求量)やCOD(化学的酸素要求量)それから大腸菌等も検出されております。海上からは時々油のかたまり、また那珂川や潮沼川からの排水が汚濁されて注がれております。このままでは推移したから大変なことになるでしょう。そこで、どうしてこの浄化を図るかというところですが、愈々来年度からは町でも公共下水道対策に入る予定です。家庭や病院、旅館、保養所等の水洗式のあるところは、厳重に定期検査の励行に努め、加工場等も出来るだけ早く、浄化施設を完成して貰わなければなりません。そこで町としては今年度の海水浴場対策も考え、取り敢えず磯浜海水浴場の地域内に、二箇所

二、桜道の埋蔵文化財調査

永い間懸念になっていた、桜道の埋蔵文化財を全域調査する施策が具体化して参りましたが、この調査は至大洗高校の敷地内を掘調査され、すぐれた成果を挙げられた井上義安さんが団長として現地に入り、町の教育委員会や都市計画課も班をつくらせて参加する予定です。6月下旬から作業をはじめ、出来れば早く仕上げます。当初に町の区域である鹿島遺跡、菅原A・B遺跡、五柳遺跡、をどり、引き続いた、鉄道遺跡地と菅原林A、菅原の一部遺跡に入っていく順序となる見込みです。今までの予備調査により、時代は弥生時代の後期から古墳時代、奈良時代、鎌倉時代にか

三、生活改善への前進

昨年の町内会長と納税組合長との合同懇談会に於いて、現在の生活習慣のうち、特にお葬式の改善、簡素化の提案がなされました。私は甚だ深くそれを聴き、今年に必要とする情勢の検討を続けた結果、この町内全員の意見を聴く必要があるという結論に達しました。そこで4月下旬から5月下旬まで町内各戸で夜、座談会を開いたものであります。毎夜、非常に活発な意見が出されました。町からは高野総務課長、小谷企画室長、大久保教育委員会事務局長、小野崎総務係長、青木広報係長等も連夜出席し、詳細なメモをとりました。そして、それを中心として、東の各地区から代表者を出して、お葬式の改善の案を話し合ってもらい、最後に代表者会議を開き時間をかけて検討をいたしました。その結果別項の結論が出たので、それを27日の町内会長と納税組合長の合同懇談会に於いて決定いたしました。古くは慣習から抜け出さず、いかんにかして良き慣習をつくり、いかんにかして悪き慣習をなくして行くかというのを考えるのが、特にお葬式という人間にとって最も悲しみの場に直面したとき、その経済的負担を出来るだけ軽減する方向で配慮することは隣人の義務であると思っております。勿論一人一人、夫々の立場があり、意見もあると思いますが、最も肝心なことはお葬式の規模によってその人間の真価が決定されるものではない、み心に注がれる涙は何れも熱い涙でなければならぬというように思っています。とにかく前に申し上げたような盛り上がった決定であるので、その趣旨を理解され、実現に向けて強い協力をお願いいたしたいと思います。それからもう一つ、町民全体の清掃運動のことであります。町は毎年予算をつけて、町道や下水の整備を行なって参り、今年も五千万円の予算をつけて現在設計に入っております。今後も続けて行く方針であります。ゴミの焼却炉も今年と来年度に億の予算をもって、新式の炉を増設する計画を樹て、おられます。それにも、住民一人一人少くも町をキレイにするための関心を持ち、休みの日短時間の間でも、身の廻りの清掃に割いてくれれば町もよくなって行くのであります。それが清掃の日であります。町内会、或いは所属する団体、また各家庭の御協力を御願いいたします。いろいろ述べましたが、もう間もなく夏に入ります。皆様御健康を祈ります。



葬儀の簡素化について

◆ 改善事項 ◆

1. 通夜法要について

- (ア) 通夜法要は近親者で行ない、一般は焼香のみとする。
- (イ) 焼香者に対する茶菓は一切廃止する。
- (ウ) 通夜手伝いは午後9時以内とする。

2. 花輪・生花について

- (ア) 花輪は兄弟又は子供で2基以内とする。
- (イ) 生花は兄弟又は子供で1対以内とする。
- (ウ) 花輪代、生花代のはり紙は一切しない。

3. 供物について

- (ア) 供物は近親者のみとし、できる限り控えること。
- (イ) 供物代としては受けるが、はり紙は一切しない。

4. 香奠のお返しについて

- (ア) 香奠返しは手拭きタオル1本のみとする。
- (イ) 札状はタオルの包装紙に印刷するのみとする。

5. お手伝中へ、について

- (ア) 当家からの金銭物品は一切受けない。
- (イ) 親族からの物品(行器を含む)は一切受けない。
- (ウ) 金銭のはり紙は一切しない。

6. 祭壇等について

- (ア) 祭壇は3段以下とする。
- (イ) 木碑は5寸以下とする。
- (ウ) 葬具料の明細書を帳場において受領すること。

7. その他

- (ア) おひら、おつばは一切廃止すること。
- (イ) 忌中はできる限り簡素にすること。
- (ウ) 葬儀の通知は町外の場合電話通知とし、その後には通知状を郵送すること。
- (エ) 当分の間、簡素化の趣旨大要を役場で印刷し死亡届の際に住民課窓口係で交付する。これを帳場が会葬者の見易い場所に貼っておくこと。

実施は昭和50年7月1日からとする。

